

島原本広第565号  
2026年2月26日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社  
常務執行役員  
島根原子力本部長 三村秀行

島根原子力発電所2号機における  
原子炉施設保安規定に定める運転上の制限の逸脱について

島根原子力発電所2号機において、重大事故等発生時用の燃料プール水位・温度監視設備が使用できない状態になったことから、2月26日（木）17時00分、原子炉施設保安規定第65条に定める運転上の制限を満足しない状態であると判断しましたので、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第9条に基づきご連絡いたします。

なお、当該設備については、その後、復旧作業を実施し、使用できる状態になったことから、同日17時31分に運転上の制限を満足しない状態から復帰しております。

以上